

2014年4月以降に日本弁護士連合会で公表した会長声明及び意見書等

- 商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明（2014年4月10日）

- 商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見書（2014年4月16日）

【意見の趣旨】

- 1 ハイリスク取引の経験者に対する勧誘（商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第102条の2第1号）又は熟慮期間等を設定した契約の勧誘（同条第2号）を，不招請勧誘禁止の適用除外とする規則改正案に反対する。
- 2 商品先物取引業者の監督の基本的な指針改正案は，そのⅡ-4-2（4）②イにおいて，給与所得等の定期的所得以外の所得である年金，恩給，退職金，保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者とは契約できないこと及び規則第102条の2第2号の規定による勧誘により契約した顧客に関して，直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験がない顧客に対する，最初の取引を行う日から90日を経過するまでの間における，取引証拠金等の額が投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘を不適切な勧誘とするものであるが，これをもって，前項の規則改正が正当化されるものではない。

- 「消費者基本計画」の検証・評価（平成25年度）及び計画の見直しに向けての意見書（2014年4月18日）※前掲

- 「医薬部外品等による副作用被害の防止及び救済制度の在り方についての意見書」（2014年4月18日）

【意見の趣旨】

- 1 医薬部外品の審査手続及び体制について
医薬部外品の製造販売の承認に係る安全性審査が慎重かつ充分に行われるよう，現在その中心的な役割を担う独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の手続及び体制を抜本的に見直し，その強化が図られるべきである。
- 2 医薬部外品等による副作用被害の報告制度について
国は，医薬部外品等による副作用被害について，2014年2月26日公布にかかる改正省令による報告制度にとどまらず，医師や医療機関等から医薬部外品

との関連性が疑われる副作用症例を一元的に収集し、調査・分析・公表することとし、そのための専門の機関を設ける等、薬事行政体制の整備・強化を図るべきである。

3 医薬部外品等による副作用被害の救済制度について

国は、医薬部外品による副作用被害について、入院を要件としない副作用被害の救済制度を設けるべきである。

○ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書（2014年5月9日）

【意見の趣旨】

カジノ（民間賭博場）の設置を推進することを定める「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の廃案を求める。

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の成立に当たっての会長声明（2014年6月6日）

○ 「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見書（2014年6月18日）

【意見の趣旨】

- 1 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘に関し、①勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（金融商品取引法施行令の一部改正（案）第16条の4第2項第1号ニ）、②商品関連市場デリバティブ取引に関し、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止すること（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（案）第117条第8号の2）について、賛成する。
- 2 ただし、個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広きに失するので、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること等を追加すべきである。

○ 改正貸金業法の完全施行後4年を迎えての会長声明（2014年6月18日）

○ 消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）（2014年7月17日）

○ 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度導入に関する意見書（2014年8月29日）

【意見の趣旨】

当連合会は、消費者庁がこの度公表した「不当景品類及び不当表示防止法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要」（以下「法律案概要」という。）に関して、以下のとおり意見を述べる。

なお、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）への課徴金制度導入は、速やかに実現させるべきである。

- ・「(1)対象行為」については、適切である。特に、不実証広告（景表法第4条第2項）についても、課徴金を賦課することが必要である。
- ・「(2)賦課金額の算定」については、「100分の3」という課徴金率は、不当表示の事前抑止のために十分な水準とはいえず、引き上げる方向で更に検討するべきである。また、導入後も実効性が不十分とみられる場合には、機動的に課徴金率の引上げが検討されるべきである。
- ・「(3)主観的要素」については、法律案概要の提案は適切である。
- ・「(7)被害回復」については、課徴金納付命令が予定される場合に、自主返金又は独立行政法人国民生活センターへの寄附を行うことにより、被害救済を図ることができるものとする事は相当である。

ただし、この寄附金の使途については、景表法上の不当表示による被害に限らず、他の法規による表示一般に関する消費者被害の回復や、消費者契約法等の規制する不当な契約問題による消費者被害の回復などにも利用可能な枠組みが検討されるべきである。

※ 上記以外の会長声明及び意見書等は以下の日本弁護士連合会ホームページに掲載しております。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion.html>

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement.html>